1.公益通報者保護法の目的

食品偽装やリコール隠しなど、消費者 の安全・安心を損なう企業不祥事が、事 業者内部からの通報を契機として相次い で明らかに。

そこで、公益通報者の保護を図るとと もに、国民の生命、身体、財産の保護に 係る法令の遵守を図るため制定。

平成16年6月公布、平成18年4月施行

2. 公益通報の対象

労働者(公務員を含む)が、 不正の目的でなく、 労務提供先について、 通報対象事実()が、 生じ又はまさに生じようとする旨を、 所定の通報先に、 所定の保護要件を満たして通報 をした場合に、「公益通報者」として保護

)刑法、食品衛生法、金融商品取引法、JAS法、大気汚染防止 法、廃棄物処理法、個人情報保護法、その他政令で定める対象法 律(28年4月1日現在457法律)に規定する刑罰規定違反

3 . 公益通報者の保護

所定の要件に該当する公益通報を 行った通報者を、解雇その他の不利益 取扱いから保護。

- ・解雇の無効
- ・不利益取扱いの禁止
- ・労働者派遣契約の解除の無効

事業者

(3) その他外部への通報の保護要件

ア 不正の目的の通報でないこと

- イ 通報内容に直実相当性があること
- ウ 以下のいずれかの要件を満たすこと
 - ・内部通報では不利益な取扱いを受けると信 ずるに足りる相当の理由がある場合
 - ・内部通報では証拠隠滅のおそれがある場合
 - ・生命・身体への危害が発生する場合 等

外部窓口 内部窓口

(例: 社内のコ ンプライアンス 窓口、社内の ヘルプライン)

(例: 事業者 が予め定めた 民間専門機関 、法律事務所)

ア 不正の目的の通報でないこと

(2) 行政機関への通報の保護要件 ア 不正の目的の通報でないこと

イ 通報内容に真実相当性があること

(1) 内部通報の保護要件

公益通報

(事業者内部への通報) 内部通報制度

> 公益通報者 (労働者)

(行政機関への通報)

処分等の権限を 有する行政機関

報道機関、消費者団体等

(被害の発生・防止等のた めに必要と認められる者)

公益通報

(報道機関等への通報)

公益通報

「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」 第1次報告書の概要

<背 景>

平成12年~14年頃に相次いだ食品偽装やリコール隠し等の企業不祥事の多くが通報を契機に発覚したことから、公益通報者保護法が制定された(16年公布・18年施行)。

しかし、近年においても、企業の内部通報制度が機能せず、不祥事発生に 至った事例が見られる。

また、通報を受けた行政機関における不適切な対応も見られる。

民間事業者の取組の促進

1事業者が自主的に取り組むことが推奨される事項の具体化 - 事業者向けガイドライン改正

·内部通報制度が機能せず企業 の自浄作用が発揮されなかった 事案が見られる

・中小企業における内部通報制度の導入割合は、40%にとどまっている

従業員等が安心して通報・相談できる内部 通報制度の整備促進 (匿名性確保・外部 窓口の活用、社内リニエンシー制度の導入、 経営幹部から独立した通報ルートなど) 中小企業では、企業グループ、サプライ

チェーン等を通じた取組を促進 地方消費者行政推進交付会も活用

地方消費者行政推進交付金も活用

2 事業者の自主的な取組を促進するためのインセンティブの導入

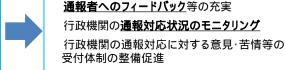
従業員が安心して通報・相談できる環境を整備し、内部通報制度をコンプライアンス経営等に 積極的に活用する企業を評価する**認証制度を設けることを検討**。また、国の行政機関、地方 公共団体等に対し、**調達・契約等において積極的に評価**することを促す。

3 内部通報制度の更なる導入・取組の促進 内部通報制度に係る事業者の体制の整備・運用について、制度的手当を検討。

行政機関の取組の促進

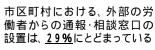
1 通報者へのフィードバックと行政機関に対するモニタリング - 行政機関向けガイドライン改正

- <通報を受けた行政機関に おける過去の問題事例 >
 - ・通報の放置
 - 不適切な調査
- ・ 通報に係る秘密の漏洩



について、各省庁の通報窓口のほか消費者庁に通報 窓口を設置すること等、消費者庁が果たすべき役割を検討

2 地方公共団体の窓口整備



消費者庁及び都道府県が市区町村の通報・相談窓口の整備を支援促進 地方公共団体向けガイドラインの策定

<u>地方公共団体向けガイドラインの策定</u> 地方消費者行政推進交付金も活用

<検討会の開催>

左記の事情等を背景として、昨年度に実施した有識者ヒアリングの結果等も 踏まえて、公益通報者保護制度の実効性向上の方向性について検討会を開催。 (平成27年6月~平成28年3月・合計10回)

WGを設置し引き続き要検討

通報者保護の要件・効果 各論点について、問題の所在に対応した制度的手当の必要性及び内容について、専門的観点からより精緻な検討が必要

1 通報者の範囲

現在は**労働者**のみ

通報を受理しなかった理由として 退職者からの通報であることが考 慮された可能性がある事例などあり 退職者、役員、取引事業者を加える ことについては、どのような法的効果を与え るべきかという観点も踏まえて検討すべき。

2 通報対象事実

現在は対象法律(国民の生命、身体、 財産に関わるもの等)を**政令で列挙** 対象事実該当性が一般的に分か りやすいとは言えないとの指摘あり



通報対象事実を広げることについては、<u>通</u> 報者が判断しやすいメルクマールを設定する必要性等も踏まえて検討すべき。

3 不利益取扱い禁止に違反した場合の効果

現在の解雇の無効等**民事的な効果**の みでは不一分との指摘あり

裁判には多大な時間・労力・費用 がかかり負担が大きいとの指摘あり



措置を導入することも考えられるが、 **刑事罰**については、可罰性や構成要件等を 詳細に検討すべき。

抑止効を高める観点からは刑事罰・行政的

行政的措置については、いかなる機関が、いかなる措置をとるのか等を検討すべき。

4 その他

以下の事項についても、引き続き検討すべき。

- ・通報内容を裏付ける資料の収集・持出し行為の**免責**
- **外部通報の保護要件の緩和** (現在は、報道機関等の事業者外部への公益通報が保護されるためには、通報対象事実の真実相当性に加え、 通報したことを理由に不利益取扱を受けるおそれ、又は、 証拠隠滅等のおそれ、等についての真実相当性も必要)
- ・通報と不利益取扱いとの間の**因果関係の推定**
- ・通報に係る情報に関する<u>守秘義務</u>を設けること、当該守秘義務を負う者の範囲等

運用改善により対応可能なものについては、早急に着手・実行

(→ 事業者のコンプライアンス経営・消費者志向経営の推進、通報を受けた行政機関における適切な対応の確保によって、通報者保護・法令遵守が図られることを期待)

制度的手当が必要な事項については、引き続き精緻な検討を行う